

独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会（第2回）
審議概要

開催日及び場所	平成22年12月6日(月) 住宅金融支援機構本店14階会議室
委員長代理 委員 (以上、敬称略)	内山隆太郎（東京共同会計事務所 公認会計士） 楠 茂樹（上智大学法学部准教授） 中村 里佳（さくら総合事務所 公認会計士） 岩也千賀彦（監事） 石塚 雅範（監事） ※オブザーバー 戸谷大介（国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室 係長）
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）における4 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年7月から9月までに締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約 2 機構独自の議案 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度契約で契約方法が「一般競争入札（総合評価落札方式）、企画競争、公募」による契約 ※平成21年度第5回、平成22年度第1回の契約監視委員会で未審議となったもの
審議概要	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局より定足数の確認が行われた。 ○担当部署より「平成22年度上半期の契約実績」の説明が行われた。 ○平成22年7月から9月までに締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について、全ての契約の内容及び改善策等を記載した個別シートを作成し内容説明が行われた。 ○平成21年度契約で契約方法が「一般競争入札（総合評価落札方式）、企画競争、公募」の案件について、契約の内容を記載した個別シートにより説明が行われた。 ○あらかじめ各委員を事前訪問し、上記審議対象案件全ての契約の内容を記載した個別シートにより説明を実施。その中から事前に委員の指摘があった契約を個別事案として重点的に説明が行われた。 ○上記審議対象案件について、次のとおり意見・質問があり、それに対する回答が行われた。 ○審議対象案件は、随意契約理由、改善方策等について了承された。また、前回の委員会で審議された案件（4月から6月までの契約）について点検結果の確認が行われ了承された。 ○事務局より第1回委員会の議事概要の説明が行われた。

●平成22年7月から9月の契約に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>競争性のない随意契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人との監査契約（No. 7） 監査費用が年々縮減されているが、金額が小さくなることにより監査が薄くなって不安ということはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年に公庫から機構に組織が変わり、初めて監査法人の監査対象となった。最初は監査の時間数も多く費用がかかったが、2年目以降は機構側も監査を受けるに当たり熟達してきたこともあり時間数も少しずつ見直ししている。監査の項目が変わった（減った）ということはない。
<p>一者応札・一者応募となった契約 (特になし)</p>	<p>(特になし)</p>

●機構独自の審議事項に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>契約方法が「一般競争入札（総合評価）、企画競争、公募」による契約の概要</p> <p>(1) 総合オンラインシステムの運用管理及び保守業務、住宅融資保険等システムの運用等業務（総合評価落札方式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式が採用され、その理由が予定価格が80万SDR以上であること、標準ガイドを満たすこととあるが、この要件は総合評価落札方式ができるものか、又はしなければいけないものか。標準ガイドではどのように規定されているのか。 <p>(2) 賃貸住宅向け融資の期限前償還モデルに関するコンサルティング業務（企画競争）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸融資事業を実施する上で必要な契約か、金額に対する成果（コストパフォーマンス）はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年3月27日、政府のアクションプログラム実行推進委員会が決定した「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」において、適用範囲は製品又はサービスで予定価格が80万SDRを超えるシステム情報、コンピューター関係とされていることから、当機構もこれに基づき実施している。 ・情報システム以外の取扱いは、次回の委員会時に説明する。 ・詳しい説明は次回の委員会時に担当部署から行うが、今回は概要を簡単に説明する。 当機構はフラット35や賃貸融資などに係る多額の資金を扱っており、資金運用も行っている。期限前償還

	<p>モデルは個人融資関係は過去のデータベースを含め精緻化できているが貸付融資関係は十分でないことから本調達を実施した。</p> <p>金額に関しては他の調達案件の契約金額を参考に策定している。</p>
<p>個別審議事項：契約方法が「一般競争入札（総合評価）、企画競争、公募」による契約</p> <p>(3) 情報化統括責任者（CIO）補佐官業務及びプロジェクト・マネジメント・オフィス（PMO）運営支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算予算額の積算根拠である作業見込時間「約25.2人/月」に合理性はあるのか。例えば、過去の経験から算出しているのか。また、各独法間での標準的なモデルがあり共有化されていることはあるのか。 ・22年度と23年度の必要作業量を積算した表によれば、委託業務項目が8項目から6項目としており、作業時間も業務項目数の減少程度に削減している。積算にあたっては、個々の業務項目の内容を細かに積み上げているのか。 ・22年度契約金額の積算は21年度の作業量を基本に行うが、その時点で21年度の実績は出ていない。大体この程度の作業量という予定に基づき積算しているのか。また、実際の作業量に対する積算金額と契約金額には、当然ずれが出ると思うが、契約終了時に金額の精算を行うのか。 ・提案業者は3者だが、この業務が出来る会社は、そもそも3者程度しかないのか、それとも機構が提示した業務が出来る会社が3者だったのか。 <p>(4) 平成22年度上半期の広告実施（企画競争）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の妥当性の検証は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から業務を委託しており、過去の打合せ回数等の実績やそのための準備作業量をヒアリングして積算している。他独法での積算方法は把握していない。 ・各業務項目の時間数、例えば1,000時間、250時間等は過去の作業時間や会議時間等を基に積算している。 ・年間の予定作業量に基づき積算する。ただし、機構の積算は厳しめの見積もりとなっており、現状も実際は想定時間よりも多い作業量となっているが、その場合でも増額は行わない。 ・今年度の応募は3者だが、昨年度は4者あった。今年度と昨年度の両方に応募した会社は1者のみなので、業務引受け可能な会社は相当多くあると思う。各コンサルタント会社はそれぞれ特徴があるが、22年度の業務はオブジェクト指向を重視したことから、当該業務内容に強いところが参加したのではないか。 ・これまでの価格を基礎に、必要なテレビCMの本数により算出している。

<ul style="list-style-type: none"> ・評価要領の評価基準で「本業務の目的が達成できる選局となっているか」に対し、「達成できない」との評価水準がある。達成できないというのは、ほぼ失格のイメージを持つ。点数がつくようだが0点でもいいのではないか。 ・契約先A社（最高得点）と提案者B社（2番目の高得点）の評価結果を比較すると、CM放送枠の調達項目では、B社は3項目のうち2項目でA社を上回っており、かつ満点である。一方、A社は1項目のみ上回っている。これらの3項目について、A社、B社の評価の差は何か。 <p>(5) 平成22年度広報コンサルティング業務（企画競争）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価事項「見積価格は業務内容に比して適切か」の配点は20点だが、提案者すべて0点になっている理由は。 ・スペックが高いことを実施する場合、見積価格が業務内容に比して適切というのはどのような意味か。ここでは業務内容に比べお買い得という意味なのか。 ・企画提案の項目は高得点だが、会社の業務経歴等の項目が低い得点のため他社と差が付いている。新規参入しやすくする観点も考えていく必要がある。 	<p>CM放映の単価が下がれば、放映本数を増やしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全く何も達成できない提案はないと考え、0点や不合格としていない。 ・評価項目は、放映局、延べの視聴率、Aランク（時間帯）の本数の3つあり、放映局の評価点を一番大きくしている。A社は放映局を3局提案したがB社は2局に集中した提案であったこともあり点差がついた。 ・この項目は、事前に提示する業務参考金額に対する見積価格の割合を点数化するものである。見積価格が非常に安ければ20点に近い点数が付くが、業務参考金額に近い場合は0点となる。 ・そのとおり。 ・業務を的確に実施してもらうため実績も評価項目の一つとしている。ただし、配点割合を高くすると新規参入を阻害することになるので十分考慮して設定している。 ・競争参加要件や企画競争の評価項目、配点が妥当かは、当機構に設けた契約審査委員会で審議している。世間の常識からみて要件が高すぎないかという観点でもチェックしている。
--	--

● 前回委員会で契約方法の見直しの意見があった案件に関する質疑応答

意見・質問	回答
証券化支援業務に係る税務アドバイス	

(特になし)	(特になし)
--------	--------

● 前回委員会で審議を受けた契約（平成22年4月から6月）の点検結果の確認に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>競争性のない随意契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を少なくする努力を継続し、段々件数が少なくなると、中には1、2件まだ改善の余地があるかもしれないが、改善点を何も記載しないものが大量に出てくることになる。最終的には総務省の判断だが、随意契約以外はあり得ないとして残ったものは形式的に審議しないという選択肢もあるのではないか。一方、随意契約には厳しく対応するとの方針でやっているのでは、形式上必要との見方もある。おそらくあと1年もすれば何も改善点がない契約が大量に出てきて何度も審議を繰り返すことになるので、何らかの形で考えていかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見に対しては、委員会で議論するのかを含め、どういう形にしていくのか検討事項としたい。
<p>一者応札・一者応募となった契約 (特になし)</p>	<p>(特になし)</p>

● システム調達に係る積算単価の見直し等に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>(1) システム調達に係る積算単価の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しにより工数単価は若干増額したということか。 ・ 工数単価は市販の外部資料をそのまま使用しているのか。または、機構で何か調整しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工数単価は増額したが、生産性を引き上げているため、見積金額の水準は見直し前と概ね同等となる。 ・ 外部資料の工数単価をそのまま使用している。
<p>(2) システムコスト削減に向けた取組及び削減状況 (特になし)</p>	<p>(特になし)</p>
<p>(3) システム調達の一者応札に係るシステム会社へのヒアリング結果</p>	

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、新規は別として既存システムの改修等は、当初開発の1者しか来ないと明確になったのだから、さきほどの随意契約同様、この種の契約は見直しの対象から除外するといった働きかけも出来るのではないか。 これまでと異なる事業者が落札した場合、今までと同様の質が確保できるのかは、一定に時間を置かないと分からないのではないか。 一者応札に関して、CIO補佐官に対応の助言をもらうことは可能か。 | <ul style="list-style-type: none"> システムも多種あり、当機構の総合オンラインシステムのような基幹システムは他社が取扱うのは難しい面があるが、各社で似たものがある社内情報共有システムのようなものは、これまでの受託者以外の事業者が運用保守の契約を受託した事例があった。また、見方の問題だが、結果一者応札かもしれないが入札することにより、油断したら他社にとられるかもしれないと考え、価格を下げて入札するという側面もあるのではないか。 意見に対しては、委員会で議論するのかを含め、どういう形にしていくのか検討事項としたい。 他の法人の事例では、システムの変更時の調達で、これまでと異なる事業者が落札者となった結果、開発に時間がかかっている案件がある。これまでと異なる事業者に委託する場合は、発注者側がしっかり管理していかないと非常に大変なことになる。 要件の緩和については、どこをどうしたらいいのかは聞いている。ただし、総合オンラインシステム等の基幹システムでは、基本的には一者応札が改善し2者、3者となるのは業界の常識からすればなかなか難しいとの意見である。 |
|---|--|